

千葉県議会議員の選挙区及び定数の現状等について

令和7年11月20日

選挙管理委員会

1 選挙区及び定数の原則

(1) 選挙区の原則〔公選法 15 条 1 項〕

以下の①～③を基本として、県の条例で定める。

- ① 1つの市の区域
- ② 1つの市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
- ③ 隣接する町村の区域を合わせた区域

(2) 選挙区の合区のルール

- ① 配当基数（※）が 0.5 未満の選挙区は強制合区〔公選法 15 条 2 項〕

※ 配当基数：当該選挙区の人口÷県全体の議員 1 人あたり人口

→選挙区の人口が県全体の議員 1 人あたり人口の半分未満の場合は強制合区

- ② 配当基数が 0.5 以上 1.0 未満の選挙区は任意合区〔公選法 15 条 3 項〕

※ 1 選挙区に配当基数 1.0 以上の市は 1 つのみ

(3) 指定都市の区域の取扱い〔公選法 15 条 9 項〕

指定都市を 2 つ以上に分けた区域を選挙区の単位とする。

なお、区の区域は分割しないものとする。

(4) 選挙区設定の考慮事項〔公選法 15 条 7 項〕

行政区画、衆議院小選挙区の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

(5) 選挙区の定数〔公選法 15 条 8 項〕

- ① 原則：人口に比例して条例で定める
- ② 例外：特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる

2 選挙区及び定数の現状

選挙区の数：41 選挙区

議員の定数：95 人

[直近の改正状況]

令和4年9月議会において「千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例」が改正され、令和5年の一般選挙から以下のとおり変更された。

- ① 逆転区を解消するため流山市を1増（2名→3名）
- ② 勝浦市・夷隅郡選挙区が強制合区の対象となったことから、いすみ市選挙区と合区（勝浦市・夷隅郡選挙区→勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区）
- ③ ①、②の結果、県全体で42選挙区→41選挙区、定数94人→95人に変更

3 現行選挙区及び定数での状況（令和7年10月常住人口）

（1）強制合区

配当基数が0.5未満の選挙区であり、他の市区町村との合区が不可欠

選挙区	人口	現行定数	配当基数
匝瑳市	32,155	1	0.486

（2）逆転区

人口の多い選挙区の定数が、人口の少ない選挙区の定数より少ない現象

選挙区	人口	現行定数	選挙区	人口	現行定数
市川市	502,554	6	松戸市	501,080	7
八街市	65,256	1	銚子市・東庄町	64,190	2
袖ヶ浦市	65,035	1	勝浦市・いすみ市・夷隅郡	61,734	2

（3）1票の較差

議員一人当たり人口の最大較差は3.01倍（人口比定数による較差2.45倍）

（勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区1：船橋市3.01）

選挙区	議員1人 当たり人口	選挙区	議員1人 当たり人口
勝浦市・いすみ市・夷隅郡	30,867	船橋市	93,031

※「人口比定数」は、各選挙区の人口に比例して機械的に配当した場合の定数

（4）人口比定数との定数差

現行定数と人口比定数に差が生じている選挙区

選挙区	人口	現行定数	配当基数	人口比定数	定数差
船橋市	651,220	7	9.855	10	3
市川市	502,554	6	7.605	8	2
柏市	438,039	5	6.629	7	2
習志野市	175,965	2	2.663	3	1
浦安市	172,949	2	2.617	3	1
四街道市	94,915	2	1.436	1	▲1
山武市・山武郡	85,359	2	1.291	1	▲1
香取市・神崎町・多古町	84,651	2	1.281	1	▲1
茂原市	83,652	2	1.266	1	▲1
君津市	77,932	2	1.179	1	▲1
鴨川市・南房総市・安房郡	67,795	2	1.026	1	▲1
銚子市・東庄町	64,190	2	0.971	1	▲1
勝浦市・いすみ市・夷隅郡	61,734	2	0.934	1	▲1
匝瑳市 ※強制合区対象	32,155	1	0.486	0	▲1

4 選挙区間の過去の較差（各選挙区間の議員１人当たりの人口の比率）

選挙年月日	定数	最大較差	選挙区・定数の議決	司法判断	備考
R5. 4. 9	95	2. 69 : 1 (船橋市：勝浦市・いすみ市・夷隅郡)	R4. 9議会	合憲	最大較差は人口比定数による較差（2. 67:1）とほぼ同一である。 ※補足意見・反対意見有
H31. 4. 7	94	2. 44 : 1 (船橋市：勝浦市・夷隅郡)	H29. 2議会	争訟なし	— 人口比定数による較差（2. 70:1）
H27. 4. 12	95	2. 51 : 1 (印西市：銚子市)	H18. 12議会	合憲	最大較差は人口比定数による較差（2. 60:1）より縮小されている。
H23. 4. 10	95	2. 51 : 1 (印西市：銚子市)	〃	争訟なし	— 人口比定数による較差（2. 60:1）
H19. 4. 8	95	2. 23 : 1 (船橋市：鴨川市)	〃	争訟なし	— 人口比定数による較差（2. 56:1）
H15. 4. 13	98	3. 53 : 1 (千葉市緑区：安房郡)	H14. 12議会	争訟なし	—
H11. 4. 11	98	2. 75 : 1 (千葉市緑区：安房郡)	H10. 12議会	合憲	最大較差は人口比定数とほぼ同一である。
H7. 4. 9	97	2. 45 : 1 (柏市：長生郡)	H6. 12議会	合憲	最大較差は人口比定数より縮小されている。
H3. 4. 7	92	2. 45 : 1 (柏市：長生郡)	H3. 1臨時議会 (H3. 1. 6)	合憲	最大較差は人口比定数より縮小されている。
S62. 4. 12	85	2. 81 : 1 (鎌ヶ谷市：長生郡)	S61. 12議会	合憲	最大較差は人口比定数より縮小されている。
S58. 4. 10	79	4. 58 : 1 (我孫子市・沼南町：長生郡)	S57. 12議会	違憲	較差は選挙権の平等の要求に反する程度に至っていた。

5 令和5年一般選挙の「1票の較差」に係る最高裁判決の概要

○ 多数意見

定数配分規定の改正により、船橋市選挙区と勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区間の人口の最大較差は1対2.69となって、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差である1対2.67との差異はわずかなものとなり、逆転現象もみられないこととなった。

本件選挙当時における投票価値の不平等は、千葉県議会において、地域間の均衡を図るために、通常考慮し得る諸般の要素を斟酌してもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえない。

したがって、本件選挙当時における本件定数配分規定は、公職選挙法第15条8項に違反していたものはいえず、適法というべきである。

○ 補足意見（1名）

船橋市選挙区の定数が人口比定数から3人不足することについて、投票価値の平等を尊重してもなお合理的であるといえるのか検証すべき。

○ 反対意見（1名）

選挙区間の人口の最大較差が2以上となることが許容されるためには、それを正当化するための公共の福祉の要請が説得力を持って示されなければならないが、そのような合理的な説明はない。

とりわけ、船橋市選挙区における議員定数が、人口比定数よりも3人も少ないという状態は異常であり、約50年間に船橋市選挙区の人口がほぼ倍増したにもかかわらず、この間、議員定数が据え置かれたままになっていることも異常である。

本件定数配分規定は、憲法14条1項、公職選挙法15条8項に違反する。

○ 公職選挙法（抜粋）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

- 第 15 条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。
- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、区（総合区を含む。第 6 項及び第 9 項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第 1 項から第 4 項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第 1 項から第 3 項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

定数及び選挙区に係る一票の較差等について

No	項目 選挙区	令和7年10月	定数	議員 1 人		人口比定数		定数 差	議員 1 人	
		常住人口		当たり人口	較差 3.01	(理論値)			当たり人口	較差 2.45
		a		b		a/b	e	配当基数 a/c		
1	船橋市	651,220	7	93,031	3.01	9.855	10	3	65,122	1.68
2	市川市	502,554	6	83,759	2.71	7.605	8	2	62,819	1.62
3	松戸市	501,080	7	71,583	2.32	7.583	7	0	71,583	1.85
4	柏市	438,039	5	87,608	2.84	6.629	7	2	62,577	1.62
5	市原市	261,143	4	65,286	2.12	3.952	4	0	65,286	1.69
6	千葉市 中央区	221,217	3	73,739	2.39	3.347	3	0	73,739	1.91
7	流山市	215,044	3	71,681	2.32	3.254	3	0	71,681	1.85
8	八千代市	205,995	3	68,665	2.22	3.117	3	0	68,665	1.77
9	佐倉市・酒々井町	183,649	3	61,216	1.98	2.779	3	0	61,216	1.58
10	千葉市 花見川区	177,351	3	59,117	1.92	2.684	3	0	59,117	1.53
11	習志野市	175,965	2	87,983	2.85	2.663	3	1	58,655	1.52
12	浦安市	172,949	2	86,475	2.80	2.617	3	1	57,650	1.49
13	千葉市 稲毛区	160,718	2	80,359	2.60	2.432	2	0	80,359	2.08
14	千葉市 美浜区	155,694	2	77,847	2.52	2.356	2	0	77,847	2.01
15	野田市	151,531	2	75,766	2.45	2.293	2	0	75,766	1.96
16	千葉市 若葉区	144,169	2	72,085	2.34	2.181	2	0	72,085	1.86
17	木更津市	136,881	2	68,441	2.22	2.071	2	0	68,441	1.77
18	成田市	134,316	2	67,158	2.18	2.032	2	0	67,158	1.74
19	我孫子市	130,390	2	65,195	2.11	1.973	2	0	65,195	1.68
20	印西市・栄町	128,523	2	64,262	2.08	1.945	2	0	64,262	1.66
21	千葉市 緑区	128,212	2	64,106	2.08	1.940	2	0	64,106	1.66
22	鎌ヶ谷市	110,079	2	55,040	1.78	1.665	2	0	55,040	1.42
23	四街道市	94,915	2	47,458	1.54	1.436	1	▲ 1	94,915	2.45
24	山武市・山武郡	85,359	2	42,680	1.38	1.291	1	▲ 1	85,359	2.21
25	香取市・神崎町・多古町	84,651	2	42,326	1.37	1.281	1	▲ 1	84,651	2.19
26	茂原市	83,652	2	41,826	1.36	1.266	1	▲ 1	83,652	2.16
27	君津市	77,932	2	38,966	1.26	1.179	1	▲ 1	77,932	2.01
28	鴨川市・南房総市・安房郡	67,795	2	33,898	1.10	1.026	1	▲ 1	67,795	1.75
29	八街市	65,256	1	65,256	2.11	0.987	1	0	65,256	1.69
30	袖ヶ浦市	65,035	1	65,035	2.11	0.984	1	0	65,035	1.68
31	銚子市・東庄町	64,190	2	32,095	1.04	0.971	1	▲ 1	64,190	1.66
32	勝浦市・いすみ市・夷隅郡	61,734	2	30,867	1.00	0.934	1	▲ 1	61,734	1.60
33	白井市	60,994	1	60,994	1.98	0.923	1	0	60,994	1.58
34	旭市	60,125	1	60,125	1.95	0.909	1	0	60,125	1.55
35	東金市	56,658	1	56,658	1.84	0.857	1	0	56,658	1.46
36	長生郡	53,087	1	53,087	1.72	0.803	1	0	53,087	1.37
37	富里市	49,611	1	49,611	1.61	0.750	1	0	49,611	1.28
38	大網白里市	46,418	1	46,418	1.50	0.702	1	0	46,418	1.20
39	館山市	42,201	1	42,201	1.37	0.638	1	0	42,201	1.09
40	富津市	38,701	1	38,701	1.25	0.585	1	0	38,701	1.00
41	匝瑳市	32,155	1	32,155	1.04	0.486	0	▲ 1	---	---
	計	6,277,188	95	66,076		95.0	95		66,076	

※「議員 1 人当たり人口」「較差」は表示桁以下四捨五入

定数及び選挙区に係る一票の較差等について

No	項目 選挙区	令和7年10月 常住人口 a	定数 b	議員 1 人		人口比定数		定数 差	議員 1 人	
				当たり人口 a/b	較差 3.01 e	(理論値)			当たり人口 a/d	較差 2.45 f
						配当基数 a/c	定数 d			
1	船橋市	651,220	7	93,031	3.01	9.855	10	3	65,122	1.68
2	習志野市	175,965	2	87,983	2.85	2.663	3	1	58,655	1.52
3	柏市	438,039	5	87,608	2.84	6.629	7	2	62,577	1.62
4	浦安市	172,949	2	86,475	2.80	2.617	3	1	57,650	1.49
5	市川市	502,554	6	83,759	2.71	7.605	8	2	62,819	1.62
6	千葉市 稲毛区	160,718	2	80,359	2.60	2.432	2	0	80,359	2.08
7	千葉市 美浜区	155,694	2	77,847	2.52	2.356	2	0	77,847	2.01
8	野田市	151,531	2	75,766	2.45	2.293	2	0	75,766	1.96
9	千葉市 中央区	221,217	3	73,739	2.39	3.347	3	0	73,739	1.91
10	千葉市 若葉区	144,169	2	72,085	2.34	2.181	2	0	72,085	1.86
11	流山市	215,044	3	71,681	2.32	3.254	3	0	71,681	1.85
12	松戸市	501,080	7	71,583	2.32	7.583	7	0	71,583	1.85
13	八千代市	205,995	3	68,665	2.22	3.117	3	0	68,665	1.77
14	木更津市	136,881	2	68,441	2.22	2.071	2	0	68,441	1.77
15	成田市	134,316	2	67,158	2.18	2.032	2	0	67,158	1.74
16	市原市	261,143	4	65,286	2.12	3.952	4	0	65,286	1.69
17	八街市	65,256	1	65,256	2.11	0.987	1	0	65,256	1.69
18	我孫子市	130,390	2	65,195	2.11	1.973	2	0	65,195	1.68
19	袖ヶ浦市	65,035	1	65,035	2.11	0.984	1	0	65,035	1.68
20	印西市・栄町	128,523	2	64,262	2.08	1.945	2	0	64,262	1.66
21	千葉市 緑区	128,212	2	64,106	2.08	1.940	2	0	64,106	1.66
22	佐倉市・酒々井町	183,649	3	61,216	1.98	2.779	3	0	61,216	1.58
23	白井市	60,994	1	60,994	1.98	0.923	1	0	60,994	1.58
24	旭市	60,125	1	60,125	1.95	0.909	1	0	60,125	1.55
25	千葉市 花見川区	177,351	3	59,117	1.92	2.684	3	0	59,117	1.53
26	東金市	56,658	1	56,658	1.84	0.857	1	0	56,658	1.46
27	鎌ヶ谷市	110,079	2	55,040	1.78	1.665	2	0	55,040	1.42
28	長生郡	53,087	1	53,087	1.72	0.803	1	0	53,087	1.37
29	富里市	49,611	1	49,611	1.61	0.750	1	0	49,611	1.28
30	四街道市	94,915	2	47,458	1.54	1.436	1	▲ 1	94,915	2.45
31	大網白里市	46,418	1	46,418	1.50	0.702	1	0	46,418	1.20
32	山武市・山武郡	85,359	2	42,680	1.38	1.291	1	▲ 1	85,359	2.21
33	香取市・神崎町・多古町	84,651	2	42,326	1.37	1.281	1	▲ 1	84,651	2.19
34	館山市	42,201	1	42,201	1.37	0.638	1	0	42,201	1.09
35	茂原市	83,652	2	41,826	1.36	1.266	1	▲ 1	83,652	2.16
36	君津市	77,932	2	38,966	1.26	1.179	1	▲ 1	77,932	2.01
37	富津市	38,701	1	38,701	1.25	0.585	1	0	38,701	1.00
38	鴨川市・南房総市・安房郡	67,795	2	33,898	1.10	1.026	1	▲ 1	67,795	1.75
39	匝瑳市	32,155	1	32,155	1.04	0.486	0	▲ 1	---	---
40	銚子市・東庄町	64,190	2	32,095	1.04	0.971	1	▲ 1	64,190	1.66
41	勝浦市・いすみ市・夷隅郡	61,734	2	30,867	1.00	0.934	1	▲ 1	61,734	1.60
	計	6,277,188	95	66,076		95.0	95		66,076	

※「議員1人当たり人口」「較差」は表示桁以下四捨五入

選挙区▶**41** 定数▶**95**



議員定数等に関する検討項目

(委員長私案)

強制合区の取り扱い

匠瑳市選挙区が強制合区※の対象となることから、その合区先及び合区後の定数の検討

1 票の較差の考え方

都市部と人口減少地域との人口較差が拡大する現状における 1 票の較差の是正

逆転選挙区の取り扱い

人口（令和 7 年国勢調査）の少ない選挙区と人口の多い選挙区の定数が逆転している選挙区の是正

人口比定数との乖離

現状の定数と人口比定数との、乖離がある選挙区の定数の是正

適正な議員総定数

※強制合区：当該選挙区の議員一人当たりの人口が、県全体の議員一人当たりの人口の半数に達しない場合、隣接する他の市町村の区域と合区しなければならない（公職選挙法 15 条 2 項）

定数等検討 及び 条例改正に伴うスケジュール

年度	議会日程等	開催内容等
令和7年度	9月定例	第1回 千葉県議会議員定数等検討委員会 ○ 正副委員長互選 【令和7年10月1日】 令和7年国勢調査実施
	12月定例	第2回 千葉県議会議員定数等検討委員会 ○ 選挙管理委員会から説明 定数等の現状について(毎月常住人口調査による) ○ 検討項目の提案
		第3回 千葉県議会議員定数等検討委員会 ○ 検討項目の協議 ○ スケジュールの提案 ○ 各会派において検討案の協議
	2月定例	第4回 千葉県議会議員定数等検討委員会 ○ 各会派からの提案・協議(毎月常住人口調査による)
令和8年度	6月定例	【令和8年5月】 令和7年国勢調査速報値公表 ○ 委員会において改正案の検討 ↓ 委員長から議長へ報告書の提出
	9月定例	【令和8年9月】 令和7年国勢調査確定値公表 ○ 条例議決
	12月定例	改正内容の県民への周知期間
	2月定例	
令和9年4月		○ 改正条例施行 統一地方選挙